

平成31年3月5日
在チェコ日本国大使館

在留邦人・邦人旅行者各位

銃器犯罪被害等への注意喚起

<ポイント>

3月4日（月）、プラハ7区において警察官による発砲事件が発生しました。

<本文>

- 1 3月4日（月）昼過ぎ、プラハ7区 Kamenická通りにおいて、けん銃使用の脅迫事件犯人2人が車両で逃走中に歩行者を跳ねて負傷させる事件が発生しました。追跡していた警察官は被害拡大を防止するため車両に向けて発砲、犯人2人とも逮捕されています。
- 2 また、3月1日（金）にはプラハ市内のホテルにおいてオランダ、ハンガリー、セルビアの3か国から指名手配されていた殺人の被疑者が逮捕され、部屋からけん銃2丁と弾薬等が押収される事件も発生しています。
- 3 一般的にチェコにおける銃器使用の犯罪は頻発しておらず、警察官によるけん銃使用も限定的ではありますが、在留邦人・旅行者の皆様におかれましては、警察官による追跡や大きな騒ぎ、人だかり等を見かけた場合には、事件・事故に巻き込まれるおそれもありますので、不用意に近寄ることのないよう十分注意して下さい。

(問い合わせ窓口)

○在チェコ日本国大使館

住所：Maltezske nam. 6, Praha 1, 11801, Czech Republic

電話：+420 257 533 546

http://www.cz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○外務省 海外安全ホームページ：

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> （携帯版）